記載例1　退職等により、未徴収税額（令和６年５月までの分）を普通徴収（従業員自身で納付）へ切り替える場合

◎例１･･･年税額84,400円の方が令和５年９月30日に退職する場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
84,400円	7,400円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円

年税額(ア)84,400円　既に納入済みの額　今回納入する額　未徴収税額(ウ)56,000円＝普通徴収へ切り替える総額

- 徴収済額(イ)28,400円 -

異動届出書は、異動があった日の翌月10日までに提出してください。

賦課期日（１月１日）の住所を記載してください。

賦課期日後に住所が変わった場合は記載してください。

該当番号を記載してください。

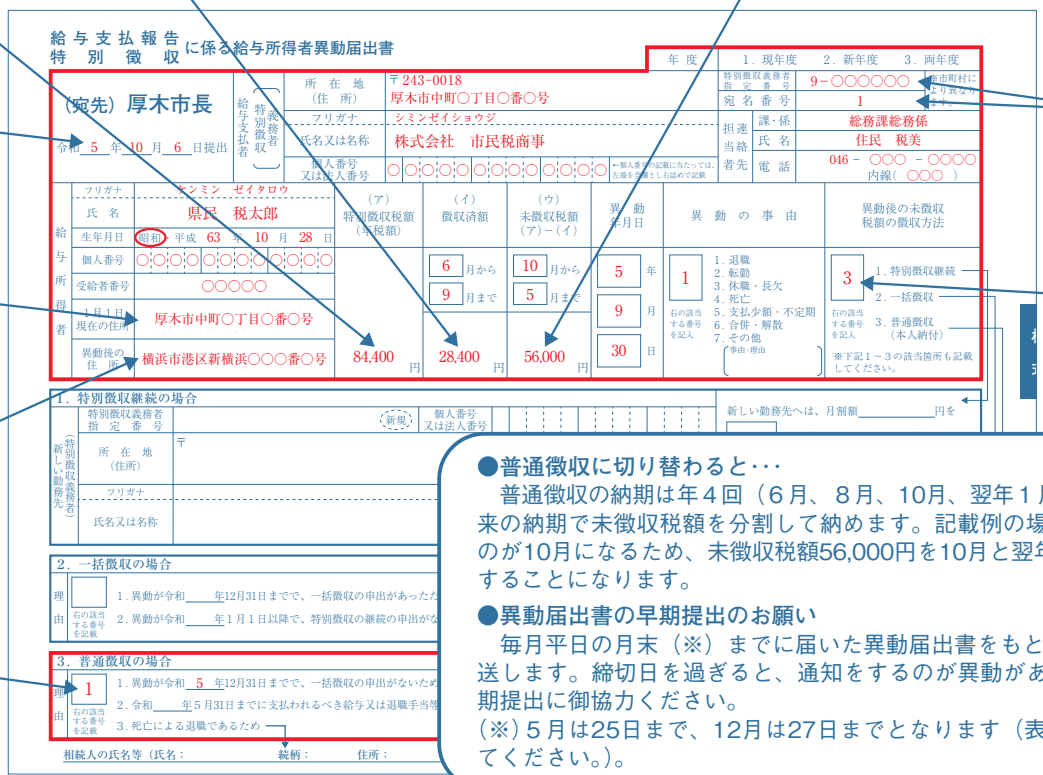

指定番号及び宛名番号とは税額通知書に記載されている番号です。
必ず記載してください。

普通徴収（本人納付）の場合は、「３」と記載してください。

●普通徴収に切り替わると･･･

普通徴収の納期は年４回（６月、８月、10月、翌年１月）です。この納期のうち、未到来の納期で未徴収税額を分割して納めます。記載例の場合では、従業員本人に通知するのが10月になるため、未徴収税額56,000円を10月と翌年１月の２回に分けて本人が納付することになります。

●異動届出書の早期提出のお願い

毎月平日の月末（※）までに届いた異動届出書をもとに、翌月10日に変更の通知を発送します。締切日を過ぎると、通知をするのが異動があった月の翌々月となるため、早期提出に御協力ください。

（※）５月は25日まで、12月は27日までとなります（表紙の処理スケジュールを参照してください。）。